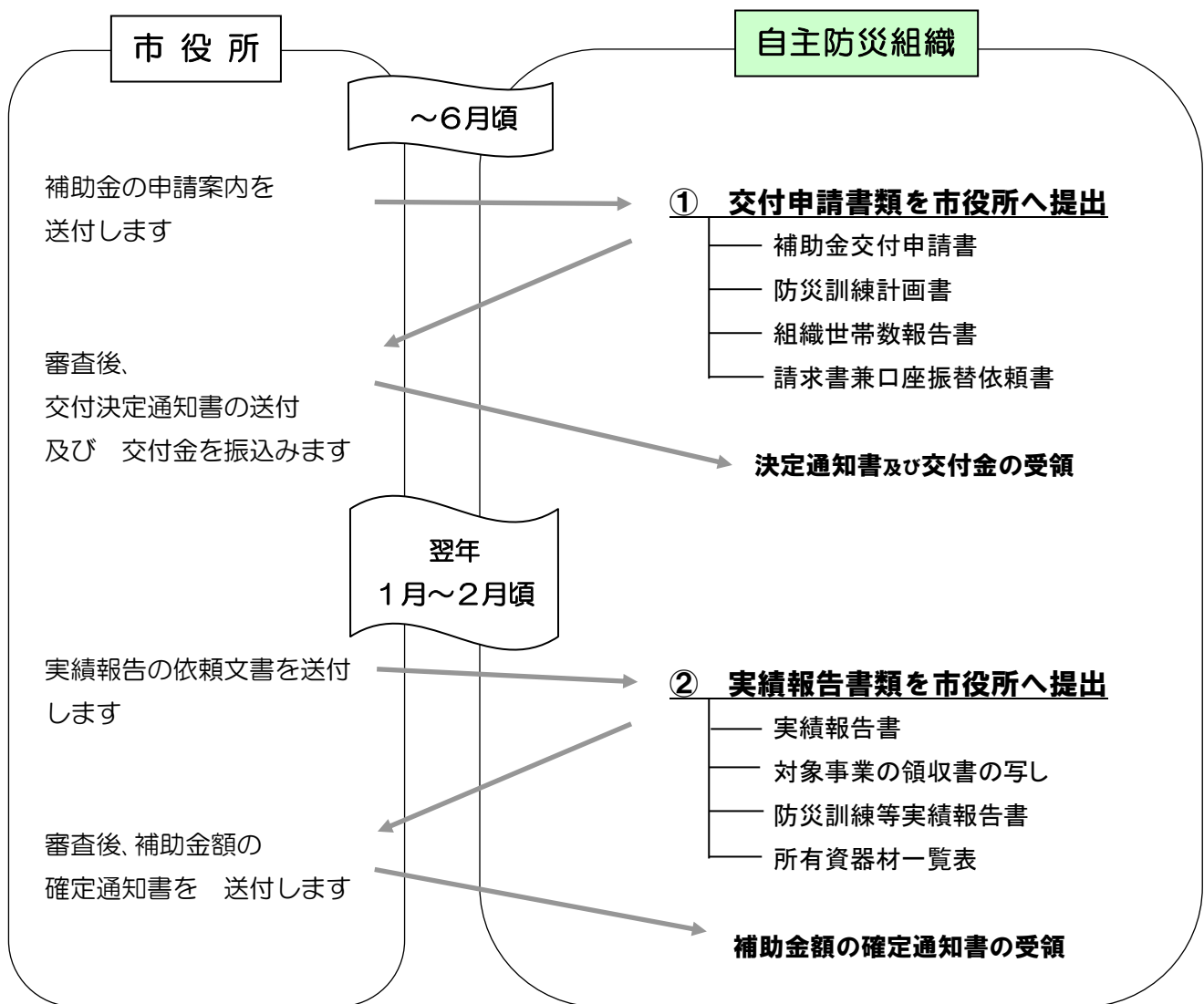


小平市自主防災組織補助金交付事務の流れ



上記の流れで、自主防災組織補助金の事務が進みます。自主防災組織の代表者（または事務担当者）には、1年度（4月から翌年3月まで）内に2回、市役所へ書類を提出していただきます。

防災訓練について

小平市自主防災組織補助金を受けるためには、防災訓練を年に1回以上実施する必要があります。雨天等の場合には、規模を縮小して屋内でできる訓練のみ実施したり、予備日を設けて別の日に訓練を実施するなど柔軟に対応いただき、年に1回は必ず訓練を実施するようにしてください。

また、消防署へ防災訓練の申し込みをした際には、消防署から申込書の写しを受け取り、市役所防災危機管理課までお持ち下さい。

補助金について

結成の年度以降、補助金の限度額は、下記の式のとおりです。

補助金（限度額）： 基本額（30,000 円）＋ 世帯額（世帯数×80 円）

ただし、年度末に提出していただく実績報告書の額より少ない場合は、補助金を返還していただくことになるのでご注意ください。